

林野火災注意報・林野火災警報 の運用開始について

令和7年2月に発生した大船渡市林野火災を受け、林野火災の予防対策として火災予防条例の一部が改正され令和8年1月1日から林野火災注意報・林野火災警報の運用が開始されました。

【林野火災注意報・林野火災警報の発令基準】

○林野火災注意報の発令基準

1月から5月の期間において、

「前3日間(前72時間)の合計降水量が1mm以下かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下」

「前3日間(前72時間)の合計降水量が1mm以下かつ、乾燥注意報が発表」

のいずれかの基準に該当する場合

※ただし、当日に降水が見込まれる場合や降雪があった場合は、この限りでない。

○林野火災警報の発令基準

1月から5月の期間において、

「林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報」が発表された場合

※ただし、当日に降水が見込まれる場合や降雪があった場合は、この限りでない。

【林野火災注意報・林野火災警報解除基準】

○林野火災注意報は、乾燥注意報の解除、又は※[気象庁発表データ](#)で降水が確認された場合に解除する。

○林野火災警報は、強風注意報の解除、又は林野火災注意報基準を満たさなくなった場合に解除する。

上記解除基準を満たした場合でも、今後の気象状況を考慮し継続することができる。

※参照 [気象庁 林野火災予防ポータルサイト](#)

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/rinya/rinyakasai.html>



2次元バーコード

【林野火災注意報・警報が発令された場合の規制について】

○火災予防条例第36条の規定により、以下のとおり「火の使用の制限」がかかります。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

【林野火災注意報・警報発令時、「火の使用の制限」に従わなかった場合について】

林野火災注意報は、警報発令の前段階に位置付けられ、罰則の伴わない努力義務を課すものとなっております。

一方で、林野火災警報は、「火の使用の制限」に違反した者に対して30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

【林野火災注意報・林野火災警報発令の対象区域】

曾於市・志布志市・大崎町(大隅曾於地区消防組合管内全域)

【林野火災注意報・林野火災警報発令時の周知方法】

○林野火災注意報・林野火災警報が発令された場合、以下の方法によりお知らせします。

- (1) 大隅曾於地区消防組合のホームページ
- (2) 消防車両による巡回広報
- (3) 志布志市・大崎町防災行政無線放送
- (4) 曾於市FM放送(SOO Good FM)
- (5) 消防署等でのぼり旗を掲示



お問い合わせ先
大隅曾於地区消防組合 消防本部予防課
電話 099-482-5577